

令和5年度 白石町階層別利用者負担額（保育料）表【教育標準（1号）認定】

【上段】：1人目
【中段】：2人目
【下段】：3人目以降
(単位：円)

階層区分	定義		多子年齢制限	3歳以上児	副食費
第1	生活保護世帯		なし	0 0 0	なし
第2-A	市町村民税 非課税世帯 (市町村民税所得割 非課税世帯含む)	ひとり親世帯等	なし	0 0 0	
第2-B		一般世帯	なし	0 0 0	
第3-A		77,100円以下 (ひとり親世帯等)	なし	0 0 0	
第3-B		77,100円以下 (一般世帯)	なし	0 0 0	
第4		77,101円以上 211,200円以下	有り	0 0 0	
第5		211,201円以上	有り	0 0 0	
					有り (第3子以降：なし)

《注意》

- この保育料は給食材料費は含まれておりません。
- この保育料は、幼稚園・認定こども園（1号認定）に通う利用者が対象になります。
- 多子世帯の年齢制限について
 - 第1から第3-B階層の方は、兄または姉の年齢制限なしで第1子、第2子等と判定します。
 - 第4から第5階層の方は、小学校3年生以下の子どもから第1子、第2子等と判定します。
- 定義欄内の『ひとり親世帯等』には、ひとり親世帯のほか、障害児（者）同居世帯、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が特別に認める世帯を含みます。
- 利用者負担額の根拠となる税額の計算には、配当控除、寄附金税額控除、住宅借入金等特別控除、株式等譲渡所得割控除などは適用しません。
- 階層区分は、4月から8月までは前年度分の市町村民税所得割課税額、9月から翌年3月までは当年度分の市町村民税所得割課税により決定します。

令和5年度 白石町階層別利用者負担額（保育料）表【保育標準・短時間（2・3号）認定】

【上段】：1人目
【中段】：2人目
【下段】：3人目以降
(単位：円)

階層 区分	定義		多子年 齢制限	3歳未満児		3歳以上児		2号 副食費
				標準時間	短時間	標準時間	短時間	
第1	生活保護世帯		なし	0	0	0	0	なし
				0	0	0	0	
				0	0	0	0	
第2 －A	市町村民税非課税世帯 （ひとり親世帯等）		なし	0	0	0	0	
				0	0	0	0	
				0	0	0	0	
第2 －B	市町村民税非課税世帯 （一般世帯）		なし	0	0	0	0	
				0	0	0	0	
				0	0	0	0	
第3 －A	市町村民税 課税世帯 所得割課税額	48,600円未満 （ひとり親世帯等）	なし	8,100	8,100	0	0	
				0	0	0	0	
				0	0	0	0	
第3 －B		48,600円未満 （一般世帯）	なし	17,500	17,300	0	0	
				8,750	8,650	0	0	
				0	0	0	0	
第4 －1A		48,600円以上 57,700円未満 （ひとり親世帯等）	なし	8,100	8,100	0	0	
				0	0	0	0	
				0	0	0	0	
第4 －1B		48,600円以上 57,700円未満 （一般世帯）	なし	27,000	26,600	0	0	
				13,500	13,300	0	0	
				0	0	0	0	
第4 －2A		57,700円以上 77,101円未満 （ひとり親世帯等）	なし	8,100	8,100	0	0	
				0	0	0	0	
				0	0	0	0	
第4 －2B		57,700円以上 77,101円未満 （一般世帯）	有り	27,000	26,600	0	0	
				13,500	13,300	0	0	
				0	0	0	0	
第4 －3		77,101円以上 97,000円未満	有り	27,000	26,600	0	0	
				13,500	13,300	0	0	
				0	0	0	0	
第5		97,000円以上 169,000円未満	有り	35,600	35,100	0	0	
	17,800			17,550	0	0		
	0			0	0	0		
第6	169,000円以上 301,000円未満	有り	48,800	48,000	0	0		
			24,400	24,000	0	0		
			0	0	0	0		
第7	301,000円以上 397,000円未満	有り	64,000	63,000	0	0		
			32,000	31,500	0	0		
			0	0	0	0		
第8	397,000円以上	有り	83,200	81,900	0	0		
			41,600	40,950	0	0		
			0	0	0	0		

《注意》

1 多子世帯の年齢制限について

・第1から第4-2A階層の方は、兄または姉の年齢制限なしで第1子、第2子等と判定し、第2子は半額、第3子以降は0円となります。ただし、第3-A、第4-1A、第4-2A階層の第2子以降は0円となります。

・第4-2Bから第8階層の方は、小学校就学前かつ施設等を同時に利用する場合に第1子、第2子等と判定し、第2子は半額、第3子以降は0円となります。

2 第4-2Bから第8階層で、同一世帯内に扶養義務者と生計を一にする18歳未満の子どもが3人以上同居している場合の第3子以降のひとり入所については、上記表【上段】の負担額から30%軽減を行います。（上記1の軽減者は除く。）

3 定義欄内の『（ひとり親世帯等）』には、ひとり親世帯のほか、障害児（者）同居世帯、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が特別に認める世帯を含みます。

4 利用者負担額の根拠となる税額の計算には、配当控除、寄附金税額控除、住宅借入金等特別控除、株式等譲渡所得割控除などは適用しません。

5 利用者負担額（保育料）は、年度の途中で3歳の誕生日を迎えても、その年度中の保育料は変わりません。また、年度途中で入所した場合も当該年度初日の前日時点の年齢により決定します。

6 階層区分は、4月から8月までは前年度分の市町村民税所得割課税額、9月から翌年3月までは当年度分の市町村民税所得割課税により決定します。